



福岡県医発第2706号(地)

平成27年 1月 7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

病院及び診療所の施設整備と維持管理に係るリーフレットについて

平成25年10月の福岡市の診療所火災は、建築基準法の規定に適合していない部分や施設の維持管理が十分でなかったことが大きな被害につながった原因の一つと言われております。

建築基準法では、病院及び診療所は、火災等の非常時に大きな災害につながる恐れがある用途の建築物であるとして特殊建築物に位置づけられており、建築物には防火戸等による防火区画の適切な設定、非常用照明装置、内装制限、避難階段、前面空地の確保など多くの安全対策が必要とされています。

今般、福岡県建築都市部建築指導課において「病院及び診療所の施設整備と維持管理について」リーフレットが作成された旨、別添のとおり保健医療介護部を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれまして本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本リーフレットは福岡県ホームページに掲載されておりますことを申し添えます(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/byouinsinryoujo.html>)。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

26医指第3482号
平成26年12月22日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

病院及び診療所の施設整備と維持管理に係るリーフレットについて

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、県建築都市部建築指導課において別添のとおりリーフレットを作成しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

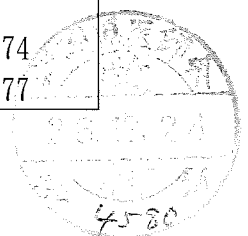
なお、このリーフレットは、県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/byouinsi-nryoujo.html>) に掲載していることを申し添えます。

【担当】

医療指導係 長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277





26 建第 2370 号

平成26年12月17日

保健医療介護部 医療指導課長 殿

建築都市部建築指導課長



病院及び診療所の施設整備と維持管理に係るリーフレットについて

平成25年10月の福岡市の診療所における火災を受け、関係部局間の連携強化に関して、協議を行ってきたところでありますが、今回、連携の強化、事業者等の意識向上を図るためリーフレットを作成しましたので、情報提供します。また、関係団体等にも周知していただきますよう併せてお願いします。

別紙のとおり、県内各特定行政庁建築主務課長、各保健所設置市医務主管課長、各消防本部消防長、各保健福祉環境事務所に送付しております。

なお、このリーフレットは県のホームページに掲載します。

今後とも、情報共有及び連携を図っていく必要がありますので、よろしくお願いします。

問い合わせ先

福岡県建築都市部建築指導課

財津、水江

TEL:092-643-3722

内線(4675)



病院及び診療所の 施設整備と維持管理について

平成25年10月の福岡市の診療所火災においては、10名の尊い命がなくなりました。この火災は、建築基準法の規定に適合していない部分や施設の維持管理が十分でなかったことが、大きな被害につながった原因の一つといわれています。

建築基準法では、病院及び診療所は、火災等の非常時に大きな災害につながる恐れがある用途の建築物であるとして特殊建築物に位置づけられており、建築物には防火戸等による防火区画の適切な設定、非常用照明装置、内装制限、避難階段、前面空地の確保など多くの安全対策が必要とされています。

以下に施設の整備及びその維持管理について、基本的な事項をまとめました。事業計画、日常の維持管理のあり方の参考として、ご活用いただき適切な整備、管理をお願いします。

I 基本的な留意事項

1 適切な施設整備について

病院及び診療所を新築、増築もしくは既存建築物を活用して事業計画、施設の設計をしようとする場合は、火災等の非常時に入院患者等の安全を図る施設の整備が必要となります。

計画にあたりましては、建築士、建築設計事務所などに相談のうえ、建築基準法及び消防法その他関係法令及び関係通知を遵守してください。



2 適切な維持管理について

建築物の所有者、管理者等は、常に建築物を適法な状態に維持するよう努めなければなりません。病院及び診療所は、火災等の非常時に迅速に避難することが困難な方が利用されています。特に、夜間は限られた職員で入院患者の対応に当たるため、入院患者の状態によっては火災等の非常時に適切に対応することが難しい施設であることを十分認識し、「具体的な維持管理のチェックポイント」を参考に、防火・避難に関して安全な施設管理を心掛けてください。安全を確保するために、事業者自身による「有床診療所防火対策自主チェックシステム（消防庁）」の活用などにより、日頃からの防火対策のチェックを行い、防火意識の向上に努めてください。

また、全ての職員が必要な知識を持ち、火災等の非常時に適切な対応ができるよう、教育や自衛消防訓練（消火・通報・避難）を実施し、災害時における行動を身につけておくことが必要です。自力で避難することが困難な者の避難誘導に専念するためには、自力避難のできる患者、付添人に対し、入院時に火災等の非常時の対応策を記載したパンフレットを配布し、周知することで自発的な避難を促進することも重要です。

3 建築基準法違反になりがちな事項について

(1) 実態的な違反事項について

福岡市の診療所火災を受けた病院及び診療所の防火設備に係る緊急点検では、防火避難規定に多く違反が見受けられました。

例えば、防火戸の閉鎖又は作動の状況に不適合があるもの、防火区画に対応した防火戸が設置されていないもの、非常用照明装置のバッテリー切れや敷地内通路等の避難経路の幅が不足しているもの、あるいは排煙設備、間仕切り壁、内装制限の不適合などです。

(2) 手続きに係る違反について

既存建築物を活用して事業を行う場合、必要な手続きを行っていない状況が見受けられます。

患者の収容施設のない診療所を床面積が100㎡を超える規模の患者の収容施設のある診療所や病院へ変更する場合や、患者の収容施設のある診療所を床面積が100㎡を超える規模の病院へ変更する場合は、建築基準法による用途変更の建築確認申請が必要です。また、1階ピロティー部分に壁を作る場合、ホール等の吹き抜け部分に床を張る場合又は屋上部分に倉庫を設ける場合などは、増築の建築確認申請が必要となる場合があります。

●増築や用途変更などを行う時は、必ず建築士、建築設計事務所などや建築行政窓口にご相談のうえ、適切な手続きを行ってください。

なお、建築確認申請の手続きが不要でも、防火戸の設置など、建築基準法令を遵守する必要があります。

4 定期報告制度について

定期報告制度は、建築物などの定期的な調査・検査の結果を報告することを所有者・管理者に義務づけ、建築物などの安全性を確保することを目的としています。

以下に示す規模の病院及び診療所（患者の収容施設があるもの）については、定期報告の対象ですので、定期に当該建築物について建築士等の資格者に調査させ、特定行政庁（建築行政窓口）に報告しなければなりません。

- ・ 地階又は3階以上の階に病院及び診療所の用途に供する部分を有するもの
- ・ 病院及び診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え階数が3以上であるもの

☆☆☆☆☆☆☆☆ ポイント ☆☆☆☆☆☆☆☆



○病院及び診療所は、火災等の非常時に入院患者等の安全を図る施設の整備及び適切な維持管理が必要です。

○用途変更や増築する際は、建築確認申請が必要な場合があります。

○手続きが不要でも、防火戸の設置など、建築基準法令を遵守する必要があります。

○一定規模以上の建築物は、定期報告を特定行政庁に行わなければなりません。

II 具体的な維持管理のチェックポイント

規定	内容	維持管理等
非常用照明装置	火災で停電になっても避難ができるように設置されているものが非常用照明装置です。この照明は避難路を照らすもので、消防法に基づく緑色の誘導灯は避難口を示したものです。	主電源を落したり、点検ひもを引くと照明が点灯しますか。 バッテリーや電球が切れて点灯しない場合があります。点灯しない場合は取り替えが必要です。
排煙窓	火災時に最も怖いものが煙と有毒ガスです。火災により発生した煙やガスを、建物内に拡散することを防ぎ、速やかに屋外へ排出するための仕組みが排煙窓や排煙設備などです。	排煙窓が円滑に開閉できますか。開放装置（オペレーターやチェーン）や窓等が家具や物品等で隠れていたり、チェーン等が切れていませんか。開放方法はあらかじめ確認しておきましょう。
内装制限	火災の拡大を防ぎ、避難と消防活動が円滑に行えるように、壁や天井などの内装仕上げを燃えにくいものなどにする必要があります。	火気を使用する居室等（※1）で内装材料が、木質などの燃えやすいものになっていませんか。 内装工事を行う際は建築士等に相談しましょう。

規定	内容	維持管理等
防火戸 (※2)	階段に面する戸は、避難するための階段を炎や煙から守ると共に、上階への煙の拡散を防ぐ役割があります。	防火戸の開閉に障害となる物品等は除去しましょう。防火戸が自動的にきちんと閉まらない場合はドアクローザー等の調整が必要です。木製戸アルミ戸は防火戸に変更する必要があります。
廊下・敷地内通路等の避難経路	火災時の避難には、居室から屋外までの避難通路(※3)の確保が大切です。2方向の避難経路が必要となる場合があります。	廊下などの避難経路に避難の障害となる物品等を置いていませんか。避難経路は屋外まできちんと確保しましょう。
階段	階段は、避難経路として大切なところです。普段使用していない階段も、安全に通行できるよう維持管理が必要です。	通行の障害となる物品等を置いていませんか。火災の原因や通行に支障となるような物品等を置かないようにしましょう。
外壁の開口部等(延焼の恐れのある部分※4)	他の建物等からの延焼防止のため、外壁の窓などには防火設備等を設けなければならない場合があります。	防火設備等を設けなければならない窓に網入ガラスや、換気扇等にダンパー等が設置されていますか。
非常用の進入口	3階建て以上の建物には、火災時に消防隊が進入し消火・救助活動が行えるよう道又は道に通ずる幅員4m以上の通路に面して進入口を設置することが必要です。	道等に面した進入口を、障害となる物品等で塞いでいませんか。また、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路を確保していますか。

※1 調理室やボイラー室などの火気を使用している部屋、煙を排出するための窓等が設けられていない部屋、床面積が200㎡以上の建物など。

※2 防火区画を形成する戸が該当します。

※3 建築基準法令による規定が適用されない建築物でも、できるだけ、2方向の避難経路を確保が望まれます。

※4 隣地境界線及び道路中心線から1階にあっては3m以内、2階以上の階にあっては5m以内の部分を行います。

Ⅲ 既存建築物を活用した事業計画(増築・改築・用途変更)時のチェックポイント

規定	内容	ポイント
耐火建築物、準耐火建築物としなければならない特殊建築物	3階以上の階を病院及び診療所(患者の収容施設があるもの)として使用する場合は、耐火建築物。また、2階の床面積が300㎡を超える場合は、準耐火建築物。	既存の3階以上の階を病院及び診療所の用途(倉庫等を含む)として利用する場合、耐火建築物または準耐火建築物となっているか確認が必要。
2以上の直通階段	病院及び診療所(患者の収容施設があるもの)の用途に供する階で、その階における病室の床面積の合計が50㎡を超えるもの	避難階に通じる直通階段が2以上必要となるので、直通階段の数の把握を行う。
建築物の間仕切壁	防火上主要な間仕切壁(居室と廊下を仕切る壁など)は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏まで達せしめなければならない。	間仕切壁の有無は小屋裏点検口などで確認。
廊下の幅	病院における患者用のもの又は居室の床面積が200㎡を超えるものは、廊下の幅が1.6m以上(片廊下の場合は、1.2m以上)	既存建築物の廊下の有効幅を確認。
非常用照明装置	居室(病院の病室は除く)及び居室から屋外へ通じる廊下、階段には非常用照明装置が必要。	通常の照明ではない。

●維持管理のチェックポイントも併せてチェックしてください。

Ⅳ 相談窓口（建築に係るもの）

相談窓口	電話番号	管轄区域
福岡県土整備事務所 建築指導課	092-641-0169	古賀市、糸島市、糟屋郡
久留米県土整備事務所 建築指導課	0942-44-5225	小郡市、うきは市、三井郡
那珂県土整備事務所 建築指導課	092-513-5572	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、筑紫郡
北九州県土整備事務所 建築指導課	093-691-4585	中間市、宗像市、福津市、 遠賀郡
飯塚県土整備事務所 建築指導課	0948-21-4945	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
南筑後県土整備事務所 柳川支所 建築指導課	0944-72-7210	柳川市、大川市、みやま市、 三潁郡
八女県土整備事務所 建築指導課	0943-22-6993	八女市、筑後市、八女郡
朝倉県土整備事務所 建築指導課	0946-22-1859	朝倉市、朝倉郡
京築県土整備事務所 建築指導課	0979-82-3364	行橋市、豊前市、京都郡、 築上郡
田川県土整備事務所 建築指導課	0947-42-9117	田川市、田川郡
直方県土整備事務所 建築指導課	0949-22-5639	直方市、宮若市、鞍手郡

- 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の各区域については、各市建築担当部局にご相談ください。

北九州市 建築都市局指導部 建築審査課（施設整備）	093-582-2535
建築指導課（維持管理等）	093-582-2531
福岡市 住宅都市局建築指導部 建築審査課（施設整備）	092-711-4576
監察指導課（維持管理等）	092-711-4719
大牟田市 都市整備部 建築指導課	0944-41-2797
久留米市 都市建設部 建築指導課	0942-30-9089

- 有床診療所防火対策自主チェックシステムのご利用には、ID 及びパスワードが必要ですので、各市町村消防本部にお問い合わせください。
- スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備のご相談は、各市町村消防本部にお問い合わせください。

平成26年12月15日



問い合わせ先 福岡県建築都市部建築指導課
Tel 092-643-3722